

令和8年度第1回伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時 令和8年5月7日(木)

13時30分から

場所 伊達市役所東棟4階

401会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

報告第1号 地域公共交通の利用状況について

報告第2号 令和7年度事業報告について

報告第3号 令和7年度収支決算について

4 議 事

議案第1号 令和8年度事業計画(案)について

議案第2号 令和8年度収支予算(案)について

議案第3号 伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

議案第4号 伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続
に関する要綱の制定について

議案第5号 伊達市地域公共交通計画の策定について

5 その他

6 閉 会

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

R8. 5. 7現在

No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名	出欠	代理出席者役職	代理出席者
1	伊達市	市長	須田 博行	会長	○		
2	福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	副会長	欠		
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩		欠		
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	菅野 稔浩		○		
5	伊達警察署	交通課長	山田 一貴		欠		
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査課長	鷹木 譲		○		
7	福島県保原土木事務所	所長	三品 和彦		○		
8	伊達市建設部	参事兼建設課長	鈴木 健光		○		
9	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		○		
10	福島交通株式会社	福島支社乗合営業課長	八巻 健		○		
11	東日本旅客鉄道株式会社福島支店	副長	蓮沼 哲也		欠		
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	富田 政則		○	代表取締役専務	関場 智彦
13	一般社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村 雅恵		○		
14	伊達地区タクシー協議会	会長	寺島 大樹		○		
15	伊達市商工会	会長	渡邊 武		○	事務局	佐藤 芳彦
16	保原町商工会	会長	佐藤 晃司		○		
17	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	国嶋 章		○		
18	自交総連東北地連福島県協議会	議長	渡辺 良春		欠		
19	伊達川東地区協議会	会長	佐藤 富雄		○		
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷 勝男	監査	○		
21	NPO法人保原中央自治振興会	理事長	齋藤 徹雄		○		
22	掛田自治協議会	会長	森久保 操		欠		
23	月館地域自治組織連絡協議会	会長	千葉 康生		○		
24	伊達市PTA連絡協議会	副会長	鈴木 克三		欠		
25	伊達市連合婦人会	上保原婦人会長	遊佐 範子		○		
26	伊達寿会連合会	会長	片平 博行		○		
27	伊達市社会福祉協議会	常務理事	原 好則	監査	欠		

報告第 1 号

地域公共交通の利用状況について次のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会

会 長 須 田 博 行

J R 東北本線利用者数

駅名	区分	R03	R04	R05	R06	R07
伊達	乗車	290,000	312,000	330,000	335,000	
合計		290,000	312,000	330,000	335,000	

出典：「福島県統計年鑑」

阿武隈急行線利用者数

(単位：人)

駅名	区分	R03	R04	R05	R06	R07
高子	乗車	15,380	9,941	16,091	16,671	17,832
	降車	18,172	12,382	20,168	19,918	19,854
上保原	乗車	57,244	37,770	58,532	56,423	50,895
	降車	59,715	40,691	62,018	60,036	55,335
保原	乗車	138,504	86,989	145,684	144,690	154,003
	降車	136,656	86,186	146,763	145,230	154,857
大泉	乗車	60,934	33,902	51,990	54,095	57,908
	降車	62,192	35,169	54,008	55,968	60,491
二井田	乗車	8,766	5,653	7,387	6,578	8,503
	降車	9,501	6,344	8,447	7,507	9,165
新田	乗車	28,341	17,307	24,028	26,112	23,372
	降車	30,391	19,685	26,605	28,941	26,527
梁川	乗車	63,456	51,960	81,651	85,652	84,214
	降車	63,965	52,421	81,810	85,474	83,711
やながわ希望の森 公園前駅	乗車	33,072	17,685	27,469	26,848	26,878
	降車	35,090	19,027	29,503	29,274	29,026
富野	乗車	2,930	3,062	3,933	4,729	4,306
	降車	2,747	2,402	3,569	3,921	3,604
兜	乗車	117	106	158	403	1,508
	降車	148	202	289	314	602
計	乗車	408,744	264,375	416,923	422,201	429,419
	降車	418,577	274,509	433,180	436,583	443,172
合計		827,321	538,884	850,103	858,784	872,591

出典：阿武隈急行株式会社「乗降人員表」

路線バス利用者数

(単位：人)

No.	系統名称	R03	R04	R5	R6	R7
1	藤田	96,451	116,021	113,209	123,168	107,170
2	桑折	30,693	36,154	34,044	35,177	31,529
3	伊達	42,369	47,170	45,919	52,391	45,024
4	藤田經由小坂	-	-	-	-	-
5	伊達經由保原	62,228	73,306	72,858	77,171	73,379
6	伊達經由掛田	86,681	113,401	105,666	107,277	94,662
7	月の輪經由梁川	75,958	112,888	97,412	101,576	92,947
8	月の輪經由保原	67,690	93,245	86,252	88,468	86,813
9	月館經由川俣	21,181	25,034	26,150	27,421	25,233
10	川俣・掛田	4,576	4,312	2,018	-	-
11	大波經由掛田	73,859	84,588	84,608	87,757	76,751
12	伊達經由湯野	32,841	36,007	35,939	38,204	34,325
13	掛田・山野川・靈山神社	11,140	9,419	8,317	6,025	3,840
14	掛田・追分	3,338	2,738	2,480	2,780	2,800
15	掛田・山戸田・掛田	8,046	6,489	5,606	4,800	4,209
合計		617,051	760,772	720,478	752,215	678,682

出典：福島交通株式会社より

デマンド交通利用者数

(単位：人)

名称	R03	R04	R5	R6	R7
ほばらまちなかタクシー	23,543	22,100	23,251	22,788	24,280
靈山・月館まちなかタクシー	11,804	11,760	15,079	14,744	12,770
伊達・梁川まちなかタクシー	13,886	14,889	15,699	17,343	17,726
国見まちなかタクシー	1,235	1,286	1,565	1,749	集計中
合計	50,468	50,035	55,594	56,624	54,776

出典：「ほばらまちなかタクシー運行実績表」

「靈山・月館まちなかタクシー利用状況」

「梁川・伊達まちなかタクシー利用状況」

「国見まちなかタクシー伊達市在住者利用者」

報告第 2 号

令和 7 年度事業報告について

令和 7 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業を次のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

	事 項
令和 7 年 4 月 16 日	第 1 回再生支援協議会（書面開催）
令和 7 年 4 月 20 日	あぶQウォーク ・角田市・菜の花コース(参加者 194 名)
令和 7 年 4 月 23 日	第 1 回福島県地域公共交通利便増進実施計画県北圏域ワーキング会議に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る進め方等
令和 7 年 4 月 25 日	第 11 回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会 ・阿武隈急行線在り方検討会 提言等
令和 7 年 5 月 14 日	第 1 回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会
令和 7 年 5 月 18 日	阿武隈急行利用促進関係 ・あぶQウォーク 伊達市・梁川車両基地見学コース(参加者 258 名)
令和 7 年 5 月 19 日	第 2 回再生支援協議会 ・令和 7 年度事業計画等
令和 7 年 5 月 27 日	第 1 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・令和 7 年度事業計画、路線バス「伊達経由保原線」の運行経路の変更について等
令和 7 年 5 月 30 日	第 2 回福島県地域公共交通利便増進実施計画県北圏域ワーキング会議に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る対象路線の見直しの方向性、見直しによる効果等
令和 7 年 6 月 6 日	第 1 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・令和 7 年度事業報告について等

令和7年6月29日	あぶQウォーク ・福島市・古関裕而記念館コース(参加者 198 名)
令和7年7月1日	第1回阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会
令和7年7月17日	第3回福島県地域公共交通利便増進実施計画県北圏域ワーキング会議に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る対象路線の見直し案について等
令和7年7月28日	福島県知事と伊達市長の阿武隈急行懇談
令和7年7月30日	第2回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会 ・令和7年度事業計画等
令和7年7月30日	第2回阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会
令和7年8月10日	利用促進事業 ・伊達のふる里夏まつりフリー切符の販売(発売枚数 356 枚)
令和7年8月27日	第4回福島県地域公共交通利便増進実施計画県北圏域ワーキング会議に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る対象路線の見直し案や実施時期について等
令和7年9月1日	第3回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会 ・阿武隈急行線に係る施設・設備等整備10カ年計画(案)等
令和7年9月1日	第3回阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会
令和7年9月26日	利用促進事業 ・あぶQビアガー電(参加者 46 名)
令和7年9月27日 令和7年9月28日	利用促進事業 ・ふくしま三大鶏フェスおトク切符(発売枚数 577 枚)
令和7年9月29日	第12回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会(書面表決)
令和7年10月1日	第2回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・路線バス「大波経由掛田線」の運行経路の変更について等
令和7年10月2日	第4回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会 ・令和8年度施設整備事業等
令和7年10月10日	第4回阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会 (書面表決)
令和7年10月19日	あぶQウォーク ・柴田町・槻木探索コース(参加者 214 名)
令和7年10月23日	第5回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会 ・阿武隈急行線 地域公共交通計画(中間案)について

令和7年10月23日	第5回阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会 ・阿武隈急行線 地域公共交通計画（中間案）について
令和7年10月31日	第13回阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会 ・阿武隈急行線沿線地域公共交通計画素案 等
令和7年11月5日 ～17日	「わたしたちのあぶくま急行絵画コンクール」作品展示 ・展示作品：宮城県側小学校・入賞作品 107点
令和7年11月19日 ～26日	あぶQフォトコンテスト2025 審査会 (グランプリ1作品、入賞作品12作品選出)
令和7年11月20日	第6回阿武隈急行線再生支援協議会幹事会 ・阿武隈急行線に係る施設・設備等整備10カ年計画（案）等
令和7年12月3日 ～17日	「わたしたちのあぶくま急行絵画コンクール」作品展示 ・展示作品：全作品200点
令和7年12月17日	第5回福島県地域公共交通利便増進実施計画県北圏域ワーキング会議に参加 ・令和8年4月実施分の再編に係る利便増進実施計画の一部変更（正案）の内容確認について等
令和7年12月24日	第3回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・路線バス「月舘経由川俣線」の廃止について ・コミュニティバス「(仮称)月舘線」の導入について ・コミュニティバス「掛田追分線」の廃止について ・伊達市地域公共交通計画の一部改訂について等
令和8年1月19日	第4回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画（変更案）について等
令和8年1月28日	(仮称)月舘線名称選考委員会 ・(仮称)月舘線の名称の選考
令和8年2月17日	交通事業者等関係者会議（デマンド交通）の開催 ・デマンド交通の見直し
令和8年2月25日	第4回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・(仮称)月舘線の名称決定について、伊達市地域公共交通計画の一部改訂について等
令和8年3月2日	第5回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県地域公共交通利便増進実施計画（変更案：素案について）
令和8年3月18日	新バス路線「道の駅りょうぜん経由掛田・月舘線」感謝状贈呈式 ・感謝状および記念品贈呈

報告第 3 号

令和 7 年度会計収支決算について

令和 7 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

収入決算額	948,647 円
支出決算額	604,006 円
差引残額	344,641 円(次年度繰越)

1. 収入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備考
1	1	1	609,000	609,000	0	伊達市負担金
1	負担金	負担金				
2	1	1	0	0	0	
2	補助金	補助金				
3	1	1	1,000	697	△ 303	預金利子
3	雑入	雑入				
4	1	1	338,950	338,950	0	繰越金
4	繰越金	繰越金				
合計			948,950	948,647	△ 303	

2. 支出

(単位：円)


款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1	1	1	300,000	112,366	△ 187,634	委員費用弁償等
1	運営費	会議費				
	2	1	20,000	8,250	△ 11,750	事務用品購入等
	事務費	事務費				
2	1	1	623,000	483,390	△ 139,610	伊達市地域公共交通 計画改訂業務委託等
2	事業費	事業費				
3	1	1	5,950	0	△ 5,950	
3	予備費	予備費				
合計			948,950	604,006	△ 344,944	


会 計 監 査 報 告 書

令和 7 年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、令和
8 年 4 月 23 日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、
適正かつ正確であることを認めました。

令和 8 年 4 月 23 日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員 名谷勝男 

監査員 原好則 

議案第 1 号

令和 8 年度事業計画(案)について

令和 8 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業計画を次のとおり定める。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

	事 項
令和 8 年 5 月 7 日	第 1 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・ 令和 8 年度事業計画、伊達市地域公共交通計画の策定等
令和 8 年 5 月 11 日	第 1 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・ 福島県地域公共交通計画利便増進実施計画について
令和 8 年 6 月 17 日	伊達市地域公共交通計画の策定に係るプロポーザル審査委員会の開催 ・ 地域公共交通計画のプレゼンテーション及び審査
令和 8 年 6 月 25 日	第 2 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・ (仮称) 鉄道アクセス線の運行等
令和 8 年 6 月	第 1 回阿武隈急行再生支援協議会に参加 ・ 令和 8 年度事業計画等
令和 8 年 6 月	阿武隈急行沿線開発推進協議会総会に参加 ・ 令和 8 年度事業計画等
令和 8 年 6 月	第 2 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・ 福島県地域公共交通計画利便増進実施計画について
令和 8 年 6 月	阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会に参加 ・ 令和 8 年度事業計画等
令和 8 年 10 月	第 3 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・ 伊達市地域交通計画 (骨子案) について
令和 8 年 10 月	第 3 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・ 福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画について
令和 8 年 10 月	伊達市地域公共交通活性化協議会部会の開催 ・ 伊達市地域交通計画について

令和 8 年 12 月	第 4 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・伊達市地域交通計画（素案）について
令和 8 年 2 月	第 4 回福島県地域公共交通活性化協議会県北地域部会に参加 ・福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画について
令和 9 年 3 月	第 5 回伊達市地域公共交通活性化協議会の開催 ・伊達市地域交通計画（正案）について
随時	交通事業者等と協議・打ち合わせ

※地域公共交通に関する情報提供については、伊達市市政だより、HP、SNS 等により、各交通機関の情報を掲載。

※阿武隈急行線の利用促進に関しては、阿武隈急行株式会社及び沿線自治体で構成される阿武隈急行沿線開発推進協議会で各種事業を実施予定。

議案第 2 号

令和 8 年度会計収支予算(案)について

令和 8 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支予算を次のとおり定める。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会

会 長 須田 博行

1. 収入 (単位：円)

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	14,111,000	609,000	13,502,000	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利子等
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	344,641	338,950	5,691	前年度繰越金
合 計			14,456,641	948,950	13,507,691	

2. 支出 (単位：円)

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	300,000	300,000	0	会議資料、費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	20,000	20,000	0	消耗品費、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	14,130,000	623,000	13,507,000	伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託等
3 予備費	1 予備費	1 予備費	6,641	5,950	691	
合 計			14,456,641	948,950	13,507,691	

科目間の予算の流用については会長に一任する。

議案第 3 号

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の次に、次の 1 条を加える。

(プロポーザル審査委員会)

第 10 条の 3 協議会は、プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うためにプロポーザル審査委員会をおく。

2 プロポーザル審査委員会は別表 3 に掲げる者をもって構成する。

3 プロポーザル審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

4 プロポーザル審査委員会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

別表 2 の次に別表 3 を追加する。

別表 3 (第 10 条の 3 関係)

- (1) 伊達市市民生活部長
- (2) 協議会事務局長
- (3) 伊達市未来政策部総合政策課長
- (4) 伊達市財務部財政課長
- (5) 伊達市産業部商工観光課長
- (6) 伊達市建設部都市政策課長

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)の策定及び公共交通計画の変更に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市市民生活部生活環境課(以下「生活環境課」という。)内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、生活環境課長をもって充てる。

3 事務局員は、生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第 10 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第 10 条の 2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

2 作業部会は別表 2 に掲げる者をもって構成する。

3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。

4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(プロポーザル審査委員会)

第 10 条の 3 協議会は、プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うためにプロポーザル審査委員会をおく。

2 プロポーザル審査委員会は別表 3 に掲げる者をもって構成する。

3 プロポーザル審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

4 プロポーザル審査委員会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第 11 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第 13 条 委員は、会議に出席したときは日額 2,600 円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第 15 条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を生活環境課

内に置く。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(10) 伊達市が必要と認める者

別表 2 (第 10 条の 2 関係)

(1) 伊達市

(2) 公共交通事業者等

(3) 地域公共交通の利用者

(4) 協議会が必要と認める者

別表 3 (第 10 条の 3 関係)

(1) 伊達市市民生活部長

(2) 協議会事務局長

(3) 伊達市未来政策部総合政策課長

(4) 伊達市財務部財政課長

(5) 伊達市産業部商工観光課長

(6) 伊達市建設部都市政策課長

議案第 4 号

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱
の制定について

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱の制定
について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱の制定
について、以下のとおり定める。

1 趣旨

高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務を発注するに当たって、当該業務の
目的及び内容に最も適した受託者を選定するため、業務に関する提案を求め、その提
案書に基づき費用及び効果について総合的な評価を行う方式（プロポーザル方式）の
実施手続に関し必要な事項を定めるもの。

2 プロポーザル方式の定義

業務の概要、受託者の参加資格を公表し、公募要件書により当該候補者を公募し、
候補者の中から協議会が発注する業務を請け負う者として適切であると思われる者を
複数以上選定して行うプロポーザル方式（公募型プロポーザル）。

3 対象業務

- (1) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに改訂、複
数の分野にまたがる調査その他の広範囲かつ高度な知識と豊かな経験を必要とす
る業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により執行することが適当であ
ると会長が認める業務

4 審査委員会の設置

プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、当該業務に係る
プロポーザル審査委員会を設置する。

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務を伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が発注するに当たって、当該業務の目的及び内容に最も適した受託者を選定するため、業務に関する提案を求め、その提案書に基づき費用及び効果について総合的な評価を行う方式（以下「プロポーザル方式」という。）の実施手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてプロポーザル方式とは、次に該当する手続をいう。

(1) 公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。） 業務の概要、受託者の参加資格等を公表し、公募要件書（以下「要件書」という。）により当該候補者を公募し、候補者の中から協議会が発注する業務を請け負う者として適切であると思われるものを複数以上選定して行うプロポーザル方式

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式により協議会が発注する業務は、次に掲げる業務のうち、会長が必要と認めるものについて行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、手続の対象としないものとする。

(1) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに改訂、複数の分野にまたがる調査その他の広範囲かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務

(2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により執行することが適当であると会長が認める業務

(審査委員会)

第4条 会長は、プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、当該業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の事務を行うものとする。

(1) 実施概要書及び要件書の適否について審査すること。

(2) 協議会が発注する業務に関する提案書（以下「提案書」という。）を審査するための選定基準を決定すること。

(3) 提案書の提出を求める者（以下「提案要請者」という。）を選出すること。

- (4) 提案書の審査において詳細な説明を受けるため、必要に応じヒアリングを実施すること。
- (5) 選定基準に基づき提案書を審査し、会長にその審査結果を報告すること。
- 3 審査委員会の委員は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第10条の3に掲げる者のうちから会長が任命又は委嘱するものとする。
- 4 審査会に委員長を置く。
- 5 委員長は、伊達市市民生活部長をもって充て、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、協議会事務局長をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、委員長の職務を行う。
- 8 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 9 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
- 12 審査委員会の委員は、提案要請者に対して、いかなる援助も行ってはならない。
- 13 審査委員会に関する庶務は、協議会事務局において処理する。
- 14 審査委員会の設置期間は、公募を開始した日から事業者の選定が終了するまでの期間とする。

(提案書の提出の依頼)

第5条 会長は第3条に規定する業務を発注しようとするときは、当該業務に係るプロポーザル実施概要書（以下「実施概要書」という。）を作成し、審査委員会の審議を経て、次の方法により提案書の提出を依頼するものとする。

- (1) 公募型 提案書を提出する候補者を公募し、会長に提出された要件書を審査委員会において審査して提案要請者を選定し、提出要請書（別記様式。以下「要請書」という。）及び実施概要書を送付することにより行う方法
- 2 前項の規定による公募は、次の方法及び期間により行うものとする。

- (1) 公募の方法 市ホームページ等への掲載
- (2) 公募の期間 2週間。ただし、業務の性質上、審査委員会が必要と認めるときはこの限りでない。

(提出要請書の記載事項)

第6条 要請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 提案書提出先

- (3) 提案書提出期限
- (4) 提案課題及び手続等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
(提案要請者の選定)

第7条 提案要請者の選定に当たっては、資格要件を満たしている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者を選定するものとする。
(提案書の特定)

第8条 会長は、審査委員会の審査結果を踏まえて、当該業務について最も適当と認められる提案書を特定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により特定した提案書の提出者に対して、提案書を特定した旨を通知するものとする。
(非特定理由の説明)

第9条 会長は、提案書を提出した者のうち提案書を特定しなかったものに対して、提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

- 2 前項に規定する通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を含まない）以内に、書面により、会長に対して非特定理由についての説明を求められることができるものとする。

- 3 会長は、前項の規定による非特定理由についての説明を求められたときは、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

- 4 前3項に規定する事項については、要請書において明らかにするものとする。

- 5 第1項に規定する通知は、前条第2項に規定する通知と同時にを行うとともに、当該非特定理由については、第5条の提案書を特定するための選定基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

- 6 会長は、第3項に規定する回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

プロポーザル提案提出要請書

第 号
年 月 日

（提案要請者名） 様

伊達市地域公共交通活性化協議会長

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱に基づき、プロポーザル提案要請者として選定したので、下記により当該業務に係る提案書を提出されますよう要請いたします。

なお、参加されなかった場合に、その他の業務の発注等において、不利益な取扱いを行うことはありませんので、ご承知願います。

記

- 1 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務内容
 - (3) 履行期限
- 2 提案書提出先
- 3 提案書提出期限
- 4 提案課題及び手続等 「プロポーザル実施概要書」記載のとおり

（事務担当： ）

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施概要書

1 委託業務件名

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 目的

伊達市では令和2年に策定した「伊達市地域公共交通計画（以下、交通計画という）」をもとにし、持続可能な公共交通の構築に取り組んでいる。

本業務は、交通計画が令和8年度に計画の最終年度を迎えるにあたり、伊達市の公共交通を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、今後の公共交通のあり方を明らかにするため新たな交通計画の策定のための支援業務を行うものであり、優れた分析力、企画力、経験、実績等を有し、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 提案限度価格

13,772,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務の内容

別紙仕様書のとおり

7 参加資格要件

参加資格の基準日はプロポーザル参加申請受付受理日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書提出の時点で、履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (4) 税の滞納をしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (6) 令和3年度から令和7年度の5か年中に次の実績を有すること。

地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定支援業務

8 選定スケジュール

項目	日程
公募開始（市公式ホームページ）	令和8年5月11日（月）
参加申請受付期間	令和8年5月11日（月）～ 令和8年5月22日（金） 午後5時まで
質問受付期間	令和8年5月11日（月）～ 令和8年5月15日（金） 午後5時まで
質問回答（市公式ホームページ）	令和8年5月20日（水）
要請書通知	令和8年5月27日（水）
企画提案書等提出期間	令和8年5月28日（木）～ 令和8年6月10日（水） 午後5時まで
審査（プレゼンテーション）実施	令和8年6月17日（水）
選定結果通知	令和8年6月下旬
委託契約締結	令和8年6月下旬

※スケジュールに変更が生じた場合は、伊達市ホームページに掲載し、参加者に通知する。

(<http://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/86/85178.html>)

9 参加受付

本件の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申請をし、資格確認を受けること。

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金） 午後5時

（土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）

(2) 提出場所

担当部署及びお問い合わせ先（土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地（伊達市役所保原本庁舎中央棟3階）

伊達市地域公共交通活性化協議会（伊達市市民生活部生活環境課内）

電話 024-575-1290 FAX 024-573-5865

E-mail : kankyo@city.fukushima-date.lg.jp

(3) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）【様式1】

②会社・法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

申請日3か月以内に発行されたもの。証明書は写しでもよい。

③企業概要【様式2】

会社の概要がわかる資料（パンフレット）を添付すること。

④関連業務受託実績【様式3】

ア 令和3年度から令和7年度の5か年中に地方公共団体等の地域公共交通計画策定支援業務及び地域公共交通再編実施計画策定支援業務の実績を記載すること。

イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

⑤ 国税及び県税並びに地方税に未納がないことの証明書【様式4】

⑥ 暴力団排除に係る誓約書【様式5】

(4) 参加の辞退

書類を提出した後に参加を辞退する場合は、書面（【様式12】参加辞退届）で提出すること。

10 参加資格の確認

参加申請書を提出した者には、令和8年5月27日（水）に、参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。また、参加資格要件を満たす者には、プロポーザル関係書類提出要請書も同時に送付する。

11 質問の受付及び回答

実施概要書、仕様書等に関して質問がある場合には以下の要領で質問書を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月11日（月）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

【必着】

(2) 提出方法 質問書【様式6】

電子メールにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を生活環境課に行うこと。

(3) 送信先 E-mail: kankyo@city.fukushima-date.lg.jp

※件名は「【企業名】伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託」

(4) 回答方法 令和8年5月20日（水）午後5時までに伊達市ホームページ

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/1/36398.html>) に掲載する。

12 企画提案書等

本件のプロポーザルに関する提案書の提出に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1) 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時まで【必着】

(2) 提案内容

提案書には仕様書に基づいた提案を記載すること。また、提案書及び参考見積書の作成に当たっては、次の資料を参考にすること。

①伊達市地域公共交通計画

②阿武隈急行線地域公共交通計画

③伊達市第3次総合計画

④伊達市都市計画マスタープラン

※①、③、④は伊達市ホームページ、②は福島県ホームページよりダウンロード可能

(3) 提出書類

- ①企画提案書提出届【様式7】
- ②提案書類（A4版縦置き左綴り（ステープル止め）・任意様式）
正本各1部、副本各10部
- ③業務実施体制調書【様式8】
- ④配置予定者の経歴調書【様式9】
- ⑤業務経歴書（過去5年間）【様式10】
- ⑥業務スケジュール【様式11】
- ⑦見積書（任意様式）

仕様書に基づき、本業務に係る見積書（税込・捺印）を提出すること。

(4) 提出方法

持参または送付（簡易書留等履歴が確認できる方法）

(5) 提出先

【9】(2)の事業担当課

(6) 留意点

- ①提出書の提出は、1提案者につき1案とする。
- ②提出後の修正は認めないものとする。
- ③受領した提出物は返却しないものとする。
- ④要請書を送付した者であっても、提出期限までに提出書類の提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものと見なす。

13 審査方法

企画提案書等の審査は、伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の委託業者の選定を行う。

企画提案書等の提出後、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) プレゼンテーションの実施

- ①日程 令和8年6月17日（水）予定
時間、場所等の詳細については選考された団体に別途連絡する。
- ②本審査への出席者は【様式8】に記載されている者の中から3人以内とする。プレゼンテーション及びヒアリング時間は60分（説明45分、質疑15分）を予定している。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い非公開とする。
- ⑤プロジェクター及びスクリーンは、事務局において用意するが、パソコンその他の機器等については、持ち込み可能な範囲で参加者が用意すること。

(2) 契約候補者の選定

- ①提出された提案書の審査及び応募事業者に対するヒアリングを実施し、総点数が基準点数を超え、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを

行う。

②契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、総点数が基準点数を超えた次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約締結前に【7】参加資格要件を満たさなくなった場合も同様とする。

③提案者が1者であっても、本プロポーザルは実施する。

(3) 評価基準

評価基準は別紙1「伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

14 結果の通知

審査結果は、各提案者に書面で通知するとともに、伊達市ホームページ

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/1/36398.html>) において公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、異議申立は受け付けられないものとする。

15 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

16 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 後日、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 後日、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 実施概要書等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

17 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しないものとする。
- (2) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (3) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準

審査項目	区分	詳細・着眼点
業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で実行性のある提案がなされており、本業務に取り組む基本姿勢が適切か。
業務内容	現状整理	社会特性及び交通特性の現状整理の手法が提案されており、その手法が適切か。
	実態・ニーズ把握	公共交通に関する実態・ニーズ把握の手法が提案されており、その手法が適切か。
	評価・検証	現公共交通計画の実績等評価・検証の手法が提案されており、その手法が適切か。
	課題の整理	評価・検証を踏まえた公共交通の課題整理の手法が提案されており、その手法が適切か。
	計画のとりまとめ	課題等を踏まえ、基本方針、具体施策及び進行管理の作成手法が提案されており、その手法が適切か。
	運営支援	各種会議等運営支援についての手法が提案されており、その手法が適切か。
	独自提案	その他、効果の高い独自の提案がされているか。
業務の遂行能力	実施体制	業務量に見合った人員を配置しているか。 業務管理者及び担当者は、業務に必要な知識、経験を有しているか。
	業務の実績	人口5万人以上の市区が発注した地域公共交通計画等の策定業務の受託実績。
スケジュール		無理のないスケジュールが組まれているか。
事業費の妥当性		見積額が提案内容に見合っているか。

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル各種様式集

- 様式 1 公募型プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）
- 様式 2 企業概要
- 様式 3 関連業務受託実績
- 様式 4 国税、県税、市町村税についての未納がない誓約書
- 様式 5 暴力団排除に係る誓約書
- 様式 6 質問書
- 様式 7 企画提案書提出届
- 様式 8 業務実施体制調書
- 様式 9 配置予定者の経歴調書
- 様式 10 業務経歴書（過去 5 年間）
- 様式 11 業務スケジュール
- 様式 12 参加辞退届
- 様式 13 選定結果通知書
- 様式 14 非選定結果通知書

様式 1

公募型プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）

令和 年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託のプロポーザルに参加したいので、下記の添付書類を添えて申請します。

なお、参加申請にあたり、実施概要書に定める参加資格を満たしていることを誓約します。

記

添付書類（各 1 部）

- ア 企業概要 様式 2
- イ 関連業務実績 様式 3
- ウ 会社・法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

※証明書は写しでもよいが、3ヶ月以内の証明日のものに限る

【問い合わせ先】

所 属 名

職 ・ 氏 名

連 絡 先 Ⅱ

内 線

メ ー ル

様式 2

企業概要

会 社 名		
本 社 所 在 地		
委 託 先 所 在 地		
会 社 設 立 年 月 日		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有り (部 上 場) ・ な し	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
そ の 他		

※ 届出日時点で記入してください。

※ 上記欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかる資料を添付してください。

様式 3

関連業務受託実績

業務名 伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託

商号又は名称 _____

履行実績

1	区 分	地域公共交通計画
	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	履 行 場 所	
	契 約 金 額	円
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	業務内容(本市の業務概要に即して具体的に記入すること。)	
2	区 分	地域公共交通利便増進実施計画
	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	履 行 場 所	円
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	業務内容(本市の業務概要に即して具体的に記入すること。)	
特記事項		

※令和3年度から令和7年度の5か年の中から履行実績を記載してください。

※上記実績を確認できるものとして、契約書の写しなどを必ず本書に添付して下さい。

※「特記事項」欄には、貴社の履行実績に関連して、得意とする分野など特記すべき事項があれば記載してください。

※同団体での地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画策定支援の履行実績を記載してください。

様式 4

国税、県税、市町村税についての未納がない誓約書

国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税、市町村税について、現在、未納がないことを誓約します。なお、各種納税証明書（完納証明書）については、本様式をもって代えさせていただきます。

伊達市地域公共交通活性化協議会長 様

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

様式 5

暴力団排除に係る誓約書

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

伊達市地域公共交通活性化協議会長 様

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

様式 6

質問書

令和 年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行
 (市民生活部生活環境課 宛)

「伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託」について、次の項目を質問いたします。

質問項目	質問内容	資料名及びページ番号
商号又は名称		
部署及び担当者名		
連絡先 (TEL/FAX)		
連絡先 (メール)		

※記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

※送信後、伊達市地域公共交通活性化協議会事務局（伊達市市民生活部生活環境課内
 (024-575-1290)）まで電話にて着信確認のご連絡をしてください。

※質問がない場合は、送信の必要はございません。

様式 7

令和 年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

企画提案書提出届

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る企画提案書を提出します。

【問合せ先】

部 署
担 当 者
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

様式 8

業務実施体制調書

区 分	氏 名	所属・役職	担当する分担業務の内容
業務管理者			
担 当 者			

※1 氏名にはふりがなをふること。

※2 複数の担当者を配置する場合には、主たる部分を担当する者を1名選任し、担当する分担業務の内容欄に「(主)」と記載すること。

様式 9

配置予定者の経歴調書

区 分	(業務管理者・主担当者) ※該当するものに○			
氏 名		生年月日		所属・ 役職
保有資格	<p>※当該資格を保有していることを証明する書類の写しを添付すること。</p>			
交通計画 部門の従 事期間	1)		年 月～	年 月
	2)		年 月～	年 月
	3)		年 月～	年 月
			累計従事年数	年 か月
同種業務 の実績	年度	発注者	業務名	業務概要

※ 業務管理者、主担当者ごとに別葉で作成すること。

様式12

参加辞退届

令和 年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施概要書に基づき、提案書類等を提出しましたが、辞退しますのでお届けいたします。

様式 13

第 号
年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行

選定結果通知書

貴社から提出のありました次の業務に係る企画提案書について、審査の結果、貴社を受託候補者と選定いたしましたので通知いたします。

なお、業務委託契約の詳細については、後日連絡します。

業務名：伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託

様式14

第 号
年 月 日

伊達市地域公共交通活性化協議会長 須田 博行

非選定結果通知書

貴社から提出のありました次の業務に係る企画提案書について、審査の結果、選定されませんでしたので、通知いたします。

業務名：伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託

議案第 5 号

伊達市地域公共交通計画の策定について

伊達市地域公共交通計画の策定について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 7 日

伊達市地域公共交通活性化協議会

会 長 須田 博行

1 地域公共交通計画策定の趣旨

伊達市地域公共交通計画（以下、伊達市交通計画）は令和 3 年度から令和 8 年度までの計画となっており、次期計画の策定期間となっている。

伊達市交通計画は、令和 6 年 3 月に策定された福島県地域公共交通計画（以下、福島県交通計画）や令和 8 年 2 月に一部改訂された福島県北圏域公共交通利便増進実施計画（以下、福島県実施計画）と整合を図る必要があるため、これら県の計画に合わせた伊達市交通計画の策定を行う。

2 次期計画の期間について

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 か年計画とし、交通事情等をとらえながら、必要に応じて適宜改訂を行っていくものとする。

3 支援業者選定について

次期公共交通計画においては、本市の公共交通を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、今後の公共交通のあり方を明らかにするため、優れた分析力、企画力、経験、実績等を有し、計画の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式により選定する。

4 業者選定スケジュールについて

令和 8 年 5 月 11 日（月）公募開始

令和 8 年 6 月 17 日（水）プレゼンテーション

令和 8 年 6 月下旬 本契約

伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）が委託する「伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

1. 業務の名称

本業務は、「伊達市地域公共交通計画策定支援業務委託」と称する。

2. 業務対象地域

本業務の対象地域は、伊達市全域とする。

3. 業務の履行期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の目的

伊達市では令和2年に策定した「伊達市地域公共交通計画（以下、交通計画という）」をもとに、持続可能な公共交通の構築に取り組んでいる。

本業務は、交通計画が令和8年度に計画の最終年度を迎えるにあたり、伊達市の公共交通を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、今後の公共交通のあり方を明らかにするため新たな「伊達市地域公共交通計画」の策定のための支援業務を行うものであり、優れた分析力、企画力、経験、実績等を有し、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

5. 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

(2) 地域特性等の整理

本市の地勢、沿革、人口分布や人口特性、主要施設の立地などの地域特性を把握、整理する。加えて、上位計画・関連計画から公共交通に求められる役割を整理する。

(3) 公共交通の実態等の整理

既存公共交通の運行ルート、運行本数、運行ダイヤ、結節点、乗降者数などの現状を把握、整理するとともに、運行収支などを整理し、市の負担額を把握する。

(4) 各種調査の実施

アンケート調査等により市民の移動特性を把握するとともに、路線バス及びデマンド型乗合タクシーに対するニーズと本市の公共交通の課題を整理する。さらに、必要に応じて地域へのヒアリング調査等により、地元の意向を把握するとともに、情勢を踏まえた最新の制度を検討する。

①市民アンケート調査

- ・調査目的：市民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、バス等の問題点や改善要望などを把握する。
- ・配布、回収方法：郵送配布、郵送回収
- ・配布数：3,000票（回収率35%程度を想定）

②高校生アンケート調査

- ・調査目的：高校生の通学実態や公共交通の利用状況を把握する。
- ・配布・回収方法：市内に居住する高校生に郵送配布、WEB回収
- ・配布数：800票（回収率35%程度を想定）

③利用者アンケート調査

- ・調査目的：市内を運行するデマンドタクシー利用者に対して、利用実態や運行内容に対する改善意向等を把握する。
- ・配布・回収方法：郵送配布、郵送回収
その他、必要に応じて庁内関係部署
- ・配布数：500票（回収率35%程度を想定）

④バス利用実態調査

- ・調査目的：路線バス12路線を対象にバス停別乗降者数を把握する。
- ・実施方法：調査員によるカウントを実施する。

⑤交通事業者ヒアリング調査

- ・調査対象：交通事業者（バス事業者、タクシー事業者など）
その他、必要に応じて庁内関係部署
- ・実施方法：訪問による聞き取り

(5) 現計画の検証

現計画に位置付けた施策、事業等の実施状況を整理したうえで、実施した事業については効果等の整理や、新たに発生した問題点等を整理するとともに、未実施の事業については実施できなかった要因等について交通事業者ヒアリング等を通じて整理する。また、各種データの整理を踏まえて、現計画に位置付けた数値目標に対する達成状況等を整理する。

(6) 公共交通の問題点・課題点の整理

- ・地域特性の整理、公共交通、乗合手段等の整理及び各種調査、ヒアリングの結果を組み合わせ、地域公共交通における現状、問題点を明らかにする。
- ・本市が目指す将来像や、移動、公共交通に対する意向、現計画から引き継ぐ課題や、新たに想定される事象と課題を踏まえ、公共交通を取り巻く課題を整理する。

(7) 課題を踏まえた基本方針の検討

①基本方針の見直し検討

- ・市の交通手段の各課題を整理し、今後の方向性について検討をする。
- ・地域の現状や住民ニーズを把握、整理するとともに、現状の課題を踏まえ、持続可能な公共交通網の在り方について基本方針をまとめる。

②基本目標の検討

- ・基本方針を踏まえて、計画期間内で達成を目指す基本方針を検討する。なお、地域公共交通確保維持改善計画との連動も考慮する。

③評価指数・数値目標の検討

- ・基本目標の達成度合いを測るためアップデートガイダンスに示された推奨目標も考慮した評価指数及び数値目標を検討する。

(8) 具体施策の検討

- ・路線の再編、見直しの方向性を検討する。
- ・利用促進策、利用環境改善策などを検討する。
- ・事業主体や事業スケジュールを検討する。

(9) 具体施策の事業化策の検討

- ・PDCA サイクルによる事業実施後の評価、検証、見直し、改善策を検討する。
- ・管理運営を検討する。
- ・KPI、指標及び数値目標を検討する。
- ・モニタリングの方法等を検討する。

(10) 伊達市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

基本方針に基づき、持続可能な公共交通を目指し、具体的な目標を設定するとともに、利用者の増加や利便性の向上に向けた具体的な取り組みやスケジュール等を取りまとめる。

(11) 伊達市地域公共交通活性化協議会の開催支援

計画策定に向けた調査内容や調査結果を受けて今後の公共交通体系についての協議を行うための協議会の開催支援を行う。

6. 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、協議打合せを行う。

7. 成果品の作成

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ア. 業務報告書 A 4 縦版 1 部
- イ. 計画書（冊子） A 4 縦版 50 部
- ウ. 電子データ（CD-R 等） 1 式

以上